

第1章 研究の概要

1. 研究の趣旨及び目的

今後、障害者の権利に関する条約が批准された場合、我が国においてもその国情に応じたインクルーシブ教育が進められることになると予想される。このことに関し、平成18年度～19年度の課題別研究の一環として実施した「通常の学級に在籍している視覚障害児童・生徒の支援に関する調査」（質問紙調査）では、通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒について、その学習面、生活面において種々の困難があることが示唆されている。

特に、学習面の課題が多く挙がっており、その学習環境や適切な指導により獲得できる学力が必ずしも保障されていない現状が示唆された。

また、平成19年度に実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」（質問紙調査）の結果からは、小・中学校の通常の学級及び弱視特別支援学級に在籍する視覚障害のある児童生徒への指導・支援を担当する教師の視覚障害教育に関する指導の専門性が必ずしも高いとは言えない状況があることが明らかになった。さらに、この調査では指導・支援体制にも課題があることも推察された。

一方、平成19年4月より学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、特別支援学校が、いわゆるセンター的機能を発揮して様々な地域支援を行うことが求められてきている。しかし、盲学校の弱視特別支援学級及び通常の学級に対する支援に関しては、必ずしも十分とは言えない状況がある。

さらに、今般の学習指導要領の改正により、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒等に対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を奨励していることから、今後、特別支援学校が一層そのセンター的機能を発揮することが求められる。盲学校においては、いわゆる準ずる教育課程で学ぶ児童生徒が在籍しており、従前から個々の児童生徒の障害の状態や特性等に応じて適切に教科指導が行われてきている。このような視点からも、小・中学校の通常の学級や弱視特別支援学級等に在籍している視覚障害のある児童生徒への支援をより適切に行っていくことが期待される。

これらの状況と先行研究を踏まえ、本研究では、小・中学校等に在籍する視覚障害のある児童生徒等の指導・支援の実際について、以下の事柄を実施することを目的とする。

- (1) 視覚障害者を教育する特別支援学校（盲学校）におけるセンター的機能の一環として実施している地域支援に関わり、小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援の状況について、実態調査により実態を明らかにするとともに、課題等を整理する。
- (2) 小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等の指導・支援について、訪問調査等により実態を明らかとし、実践上の課題を整理する。

なお、国立特別支援教育総合研究所が策定している「特別支援教育推進のための研究基本計画―障害のある子どもの教育の充実を目指して―」*における本研究の位置付けは、「2. 中長期的視点から研究所が取り組む視覚障害教育に係る主要研究課題」の「(7) 視覚障害教育教材の適切かつ効率的な作成方法と全国的な提供システムの開発に関する研究」である。

* 「特別支援教育推進のための研究基本計画―障害のある子どもの教育の充実を目指して―」
：特別支援教育の中長期を展望した研究テーマから当面5カ年程度を目処として取り組む喫緊の課題まで、当研究所が今後取り組むべき研究課題を検討・整理した研究基本計画（2008」年8月策定）。

2. 研究の方法

本研究は、平成22年度の1カ年研究である。上記「1. 研究の趣旨及び目的」で挙げた具体的な目的の2点に対応した研究チームを編成して研究を進めた。以下にその研究チームを示す。

- (1) 視覚障害者を教育する特別支援学校（盲学校）におけるセンター的機能の充実に関する実態調査チーム
- (2) 小・中学校等に在籍する視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実地調査チーム

3. 研究の組織

研究代表者

田中 良広（教育相談部）

研究分担者

澤田 真弓（教育支援部）

金子 健（企画部）

大内 進（教育支援部）

土井 幸輝（教育研修情報部）

研究協力者

香川 邦生（健康科学大学・教授）

澤田 晋（全国盲学校長会・会長）

吉田 道広（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官）

野戸谷 睦（北海道立特別支援教育センター・視覚障害教育室長）